

コスモスウェルテック 指定特定（介護予防）福祉用具販売・  
指定（介護予防）福祉用具貸与運営規程

（事業の目的）

第1条 コスモスケア株式会社が開設するコスモスウェルテック（以下「事業所」）が行う指定特定（介護予防）福祉用具販売・指定（介護予防）福祉用具貸与の事業（以下「サービス」）の適正な運営を確保する為人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員その他の従業者（以下「福祉用具専門相談員等」）が要介護状態又は要支援状態にある者に対し、適切な福祉用具（法第八条十二項により厚生労働大臣が定める福祉用具を言う）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第二条 事業所の福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整を行い、福祉用具を販売・貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 コスモスウェルテック
- 2 所在地 仙台市宮城野区鶴ヶ谷東4丁目7番5号

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第四条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 常勤 1名  
管理者は、事業所の従業者管理及び業務管理を一元的に行う。
- 2 福祉用具専門相談員 常勤 2名以上  
福祉用具専門相談員は、サービスの提供に当たる。
- 3 事務職員 非常勤 1名  
必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第五条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。  
営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

（指定特定（介護予防）福祉用具販売・指定（介護予防）福祉用具貸与の提供方法）

第六条 サービスの提供方法は次の通りとする。

1 サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、文書を示しその機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、販売・貸与に係る同意を得るものとする。

2 サービスの提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態に関し、点検を行う。

3 サービスの提供に当たっては、居宅サービス計画が作成されている場合、その計画に基づき福祉用具貸与計画、指定特定福祉用具販売計画を作成するとともに、内容については利用者またはそ

の家族に説明・同意・交付を行う。

4 サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行い、使用方法、留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて、使用方法の指導を行う。

5 サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請に応じて、その使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導、修理等を行う。

(消毒方法)

第七条 指定(介護予防)福祉用具貸与の消毒は、株式会社ケア・リレーション、株式会社ジェー・シー・アイ、フランスベッド株式会社、株式会社かんきょう、パラマウントケアサービス株式会社、株式会社ランダルコーポレーションに委託することとし、その方法は別添資料によるものとする。

(保管方法)

第八条 指定特定(介護予防)福祉用具販売・指定(介護予防)福祉用具貸与の保管は、株式会社ケア・リレーション、株式会社ジェー・シー・アイ、フランスベッド株式会社、株式会社かんきょう、パラマウントケアサービス株式会社、株式会社ランダルコーポレーションに委託することとし、その方法は別添資料によるものとする。

(取り扱う種目)

第九条 貸与の取り扱う種目は、次の通りとする。

1 指定(介護予防)福祉用具貸与

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具の部分を除く)

2 指定特定(介護予防)福祉用具販売

腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分

(利用料等)

第十条 サービスの利用料等は、次の通りとする。

1 サービスを提供した場合の利用料の額は、別添、カタログ・料金表によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、その1割又は2割の額とする。

2 指定(介護予防)福祉用具貸与において月途中の利用開始、中止に係る利用開始月の料金は15日以上の場合を1ヶ月とし、15日未満ご利用の場合を半月とする。

(厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告知)は、事業所の見やすい場所に掲示すること)

3 その他の費用、次条の通常の事業実施地域を越えて行うサービス提供に要した交通費は、次の額を徴収する。

通常のサービス実施地域を越えて行うサービス提供については、運送実費として、片道3,000円を徴収する。

(通常の実施地域)

第十一条 通常のサービス実施地域は仙台市、富谷市、多賀城市、塩釜市、七ヶ浜町、利府町、松島町の地域とする。

(衛生管理等)

第十二条 事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

3 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員

会)の定期的な開催及びその結果について職員への周知

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定等)

第十三条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情を処理する為の措置の概要)

第十四条 苦情があった場合はただちに福祉用具専門相談員が相手方に連絡を取り、直接訪問等を行い詳しい事情を聞くとともに、必要に応じて検討会議を行い、必ず翌日までに具体的に対応をする。

また、記録を台帳に保管し、再発を防ぐ為に役立てる。

(事故発生時の対応)

第十五条 事故発生時の対応は次の通りとする。

1 万一、利用中に事故が発生した場合は速やかに訪問し、必要な措置を講じる。又市町村、利用者のご家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うこと。

2 事業所の責任において利用者又はご家族に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。

(その他運営に関する重要事項)

第十六条 その他運営に関する重要事項は次の通りとする。

1 事業所は、福祉用具専門相談員等の質的向上を図る為の研修の機会を、採用時研修（採用後3ヶ月以内）、継続研修（年1回）を設けるものとし、又業務体制を整備する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらを保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項はコスモスケア株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。